

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

## 公表日

令和8年6月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	藤井寺市は地方税法(昭和25年法律226号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ①申告特例申請書の受理・保管 ②申請者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成・送付
③システムの名称	eLTAXシステム ふるさと納税do e-NINSHOオンライン申請管理システム motiONE
2. 特定個人情報ファイル名	
①マイナンバー対応ツール改訂版 ②ワンストップ特例申請(マイナンバー管理用)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号利用法 ・第9条第1項 ・別表第24の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部魅力発信課
②所属長の役職名	魅力発信課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 政策企画部 魅力発信課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 政策企画部 魅力発信課 072-939-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人で確認作業を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月26日	IIしきい値判断項目 1.取扱数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	eLTAXシステム ふるさと納税do	eLTAXシステム ふるさと納税do オンラインワンストップ申請システム	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	藤井寺市は地方税法(昭和25年法律226号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	藤井寺市は地方税法(昭和25年法律226号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法(第9条第1項 別表第一の16の項) 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号第16条)	1 番号利用法 ・第9条第1項 ・別表第24の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	市民生活部 商工労働課 商工労働課長	政策企画部 魅力発信課 魅力発信課長	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 市民生活部 商工労働課 072-939-1111	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 政策企画部 魅力発信課 072-939-1111	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 市民生活部 商工労働課 072-939-1111	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 政策企画部 魅力発信課 072-939-1111	事後	
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 1.取扱数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	eLTAXシステム ふるさと納税do	eLTAXシステム ふるさと納税do e-NINSHOオンライン申請管理システム	事後	
令和7年6月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取	委託しない	十分である	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステ	十分である	入手しない	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	複数人で確認作業を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。 また、特定個人情報を含む書類を保管する棚は利用時以外施錠するようにしている。 これらにより特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えます。	事後	
令和8年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	eLTAXシステム ふるさと納税do e-NINSHOオンライン申請管理システム	eLTAXシステム ふるさと納税do e-NINSHOオンライン申請管理システム motiONE	事後	
令和8年6月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年6月10日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年6月10日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	